

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項中「18単位」を「19単位」に改める。

第36条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「18単位」を「19単位」に改め、同項第2号中「23単位」を「21単位」に改め、同項第3号中「62単位」を「66単位」に改める。

別表基礎教育科目の項中「生命の科学Ⅰ」を「生物学」に、「生命の科学Ⅱ」を「化学」に、「人間関係論」を「社会学」に、

「

健康管理論	1
-------	---

を

」

「

家族心理学	2
-------	---

に、「情報科学Ⅰ」を

」

「

情報科学Ⅱ	1
家族心理学	1
環境保健論	1

「情報処理論」に、

を

」

「

情 報 科 学	1
---------	---

に、

」

「

保 健 体 育	1
---------	---

を

」

「

保 健 体 育 論	1
保 健 体 育 実 技	1

に改め、同表専門基

」

礎教育科目の項中「医学倫理」を「医学概論」に、「形態機能学Ⅰ」を「解剖学」に、「形態機能学Ⅱ」を「生理学」に、「形態機能学Ⅲ」を「生化学」

「

薬 品 作 用 学	2
病 変 学	1
疾 患 学	3
微 生 物 学	2

に、

を

」

「

薬 理 学 総 論	1
薬 理 学 各 論	1
病 理 学	1
疾 患 学 Ⅰ	1

に、

疾 患 学 II	1
疾 患 学 III	1
微 生 物 学	1

」

「

衛 生 行 政 論	1
保 健 行 動 論	1
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	1
専 門 演 習	1

を

」

「

看 護 関 係 法 規	1
研 究 方 法 演 習	1

に、「医用システム論」

」

を「介護福祉論」に，「介護福祉論」を「医療機器論」に，「放射線医学」を「健康科学論」に改め，同表専門教育科目の項を次のように改める。

		基 礎 看 護 学 概 論	2
		生 活 行 動 援 助 論	1
		治 療 過 程 援 助 論	1
	基礎看護学	看 護 過 程 論	1
		生 活 行 動 援 助 論 演 習	2

専門教育科目	必修科目		治療過程援助技術演習	2
			フィジカルアセスメント	1
		成人看護学	成人看護学概論	1
			急性期看護援助論	1
			周手術期看護援助論	1
			がん看護援助論	1
			慢性期看護援助論	1
			終末期看護援助論	1
			成人疾患論Ⅰ	1
			成人疾患論Ⅱ	1
			成人疾患論Ⅲ	1
		老年看護学	老年看護学概論	1
			老年看護援助論	1
			老年看護援助論演習	1
			老年疾患論	1
		小児看護学	小児看護学概論	1
			小児看護援助論	1
			小児看護援助論演習	1
			小児疾患論	1
				母性看護学概論

母性看護学	母性看護援助論	2
	母性疾患論	1
精神看護学	精神看護学概論	1
	精神保健論	1
	精神看護方法論	1
	精神疾患論	1
在宅看護論	在宅看護概論	1
	在宅看護援助論	2
	在宅看護技術演習	1
統合看護	看護管理論	2
	災害・国際看護論	1
	統合看護特論	1
臨地実習	基礎看護学	3
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	在宅看護論	2
	統合看護	2

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市立看護短期大学学則の規定は、平成21年度以後に入学した者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学長が定める。

(保健福祉局看護短期大学)